

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 13号

発行：09年7月29日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

総選挙まぢか、政権交代を実現させよう

団長 藤田栄治

原告の皆さん、暑い日が続いています、暑さに負けず一日一日を元気で過ごしていきましょう。

裁判は国との間でいろいろな論争が繰り返されていますが、弁護団の頑張りでも全体的には順調に推移しています。大事な時期にさしかかっていますので、これからの動きを注意深く見守っていただきたいと思います。

さて、総選挙の前哨戦として行われた東京都議選で自民党は歴史的な大敗を喫しました。国民生活をないがしろにしてきた自民党政権への審判だったのでしょうか。

総選挙もまぢかに迫りました。この機になんとしても政権交代を実現させ、新しい政治の流れの中で今の自民党政権では何一つできなかった基地問題・爆音問題に明るい展望が開けるような政治状況をつくり出していきたいと思ひます。政権交代の実現に向け、共に頑張りましょう。

第7回口頭弁論開かれる

【6月22日第7回弁論の報告】

弁護士 石黒 康仁



1 昨年5月12日に第1回の弁論期日が開かれてから丸1年が経過し、今回で第7回弁論になります。4月から裁判所の構成が変わっていますが、裁判長が一人で仕切っている弁論期日では、新しくなった右左の裁判官の顔はいまだ弁護団にも見えてきません。

2 被告からは、防音工事の施行状況に関する書面（準備書面6）が提出され、藤沢市、海老名市及び茅ヶ崎市に居住する原告について、住宅防音工事の実施状況（工事年月日と室数）について主張がありました。これは、被告が保管している防音事業補助金交付に関する台帳に基づいて、原告それぞれについて調査した結果が記載されていますが、手作業なので時間がかかり今回は第一弾とのことで、今後、綾瀬市、大和市へと調査を進めていき順次書面で主張する予定になっています。この台帳に基づく被告の主張の正確性については、追って、訴訟団からのお尋ね書面が原告らに配布されますので、内容についてきちんとチェックしていただくようお願いいたします。

原告からは、5月18日に実施された進行協議の際に原告団が独自におこなった航空機騒音測定結果に関する報告書を提出しました。弁護団の林戸弁護士から、「当日は、南側ちびっ子広場では午前10時30分から午後4時までの間に70回の騒音を測定し、最高音は105.8dbであった、北側の緑の広場では午前10時10分から午後4時までの間に55回の騒音を測定し、最高音は105dbであった」という書面の内容を説明し、現地での進行協議が始まった以降は「国側が止めたとは言わないが、ぱったりと飛行回数が減ったこと、「午前中に来てもらえれば騒音を実感できたのに」と意見を述べました。

3 被告は、2月の弁論期日に、騒音被害による受忍限度を超えたかどうかについては環境庁方式よるべきでこれによればコンターを下回るW値になるなどといった従来の訴訟にはない暴論を展開してきたが、これとの関連で国側測定地点における施設庁方式による騒音の推移に関するデータを事実上提出してきています。今回は、弁護団の福田弁護士から、このデータについて、①累積度数方式による飛行回数の修正、②騒音継続時間補正、③ジェット機の着陸音補正をしたものかどうか明らかにするように求め、そもそも被告からは従来の主張でも施設庁方式についての詳しい説明がなされていないと指摘しました。これに対して、被告は「施設庁方式について詳しく述べる予定はない、被告は施設庁方式で判断すべきと主張しているわけではない」となど意味不明なことを述べていました。これに対して岡部弁護士がやおら立ち上がって裁判長に発言の許可を求め、一瞬、大激論が展開されるのではないかと法定内に緊張がはしりました。しかしながら、以前裁判長が述べた「弁論は粛々とやって

欲しい」という意見が頭をよぎったのか、「被告は環境庁方式と施設庁方式を比較して論じているのだから、施設庁方式について全く関係ないとして詳しい主張をしないのはおかしい」と簡潔に意見を述べるにとどまりました。同弁護士なりに裁判所の手続進行に協力をしたわけですが、何か？を期待していた傍聴席からは、誰とはなしに、ため息が漏れていたように感じたのは私だけだったでしょうか。

4 その後、今後の主張立証予定などの手続的なことがおこなわれ、最後に、原告本人石郷岡さんが、5月18日の進行協議期日のことやコンター見直しなどについて、力強く熱のこもった意見陳述をされて終了しました。

第7回口頭弁論陳述書全文

陳述者 石郷岡 忠男さん（綾瀬在住）



1 私は、昭和54年8月から綾瀬市寺尾釜田2丁目に住んでいます。大和市下和田にある県営いちよう団地から、女房と息子2人の家族4人で引っ越してきました。当時35才、左官屋として独立した年で、無理をして自前の家を買収めたのです。その後は、左官屋からタイル職人を経て、現在は外構の仕事をしています。

引っ越した頃は、地元の詳しい事情を知りませんでしたが、厚木基地では、ちょうど昭和54年の秋から冬にかけて滑走路の整備をしていたそうです。

住み始めてしばらくして、家の頂上を艦載機が飛び交うようになりました。

昭和57年からNLPが始まりました。NLPは、夜間、何機も、更に何度も、これでもかというくらいに離発着を繰り返します。私の家は、基地の端から西1キロメートルの地点にありますが、私たち家族は、ジェット機による騒音のまっただ中に飛び込んで来たようでした。

当時の左官業は、今と違って、外壁を塗るのにも丸太1本の足場に乗って作業をしていましたが、ジェット機が頂上を通過することたびたびあり、そのような時には突然に爆音のシャワーを集中的に浴びさせられるようなもので、突然の爆音に一時身体がすくんでしまい、バランスを崩して落ちるのではないかとという怖い思いを何度となくしたことがありました。

あまりにひどい日常に耐えられず、私は、昭和59年10月に起こした厚木2次訴訟の原告161名のうちの1人に名前を連ねることになりました。3次については訴訟が重なっていたので原告にはなっていませんが、私の妻や子どもたちが参加していました。

2 私が、この度、4次訴訟に原告として参加している一番の大きな理由は、繰り返される厚木基地の爆音被害に対して、被告である国が何の手も尽くさないことに強い憤りを感じているからです。

私が参加した2次訴訟が終わっても、3次訴訟で損害賠償が認められても、基地の

騒音被害は何ら変わりなく続いています。

今回の訴訟では私飛行の差止も求めています。差止こそ現状で考えられる最善の方法です。この差止を求める訴訟に参加せず、手をこまねいて見ているだけなんて私にはできません。

3 先月の5月18日には、裁判官が現地に出向いていただき、ありがとうございました。

私は、原告の一人として、その日の午前9時過ぎ頃から基地の南側にある「ちびっ子広場」におりました。

当日は朝から自衛隊のP3Cが飛び始めました。P3Cは、何度も何度も厚木基地の上空を飛び回っていました。集まった原告は、飛び回る飛行機の騒音を測り続けました。

その後、午前11時半過ぎからは艦載機のスーパーホーネットがタッチアンドゴーを始め、午後0時半頃まで1時間ほど、大変な低空で艦載機が飛び続けました。

このジェット機の騒音というのは、腹に響くというか、脳を直撃するとか、それは凄まじいものです。騒音が襲いかかってきて何も聞こえなくなり、体が固まったようになってしまいます。

こればかりは、体験してみただけじゃなければ分かりません。

4 その後、また、お昼過ぎから自衛隊機の飛行が始まりました。

私は、基地の南側におりましたが、何度も同じP3Cが南側からの着陸を繰り返していました。大変な低空で飛んでおり、重低音で長めの騒音をまき散らして飛行を繰り返していました。

あのようなP3Cの低空の飛行は私たちの住む地域では日常的に行われています。

ところが、当日の午後2時30分頃、突如と言いますか、厚木基地は急に寝静まってしまいました。私はずっと南側の公園におりましたが、午後3時過ぎにP3Cが南に向かって飛び立ったのと、午後3時半頃にヘリコプターが1機飛んでいっただけでした。

いつもの午後3時や4時は米軍のジェット機が飛ばないことはあっても、自衛隊機は日々飛行しているのに、これがまったりと止まってしまったのです。

意図的にやったかどうか、私には分かりませんが、気味が悪いほど静まりかえっていました。信じられない思いでした。

今回、裁判所に訴えたいことは、5月18日の午後2時から4時までの、

あたたった2時間が、厚木基地の日常の光景だと思わないでいただきたいのです。空母が横須賀に入港すれば、一日に何度も何度もジェット戦闘機の爆音が響き渡りますし、ジェット機が飛ばない日でも超低空を自衛隊機が飛び回ります。それが私たち住民の日常だということを理解して欲しいのです。

5 国は、厚木基地の騒音解消のために何の対策もしてくれません。

逆に、私の住んでいる寺尾釜田2丁目、平成18年1月のコンター見直しにより、W値がみなし80から75に変更してしまったそうです。以前に比べて騒音の程度、うるさが低くなったというのです。しかし、私は、このコンター見直しについてはとても納得できません。

国は、平成15年、16年の騒音測定に基づいて新たな騒音区域の指定をしたり、変更したそうです。しかし、私の家のあるところは、南から飛んできて北から飛んできてジェット機の旋回エリアとして飛行コースは変わっていません。

旋回する飛行機がエンジンを吹き、家の頂上を轟音をとどろかせて飛び去る状態は以前と全く変わりません。特に、スーパーホーネットが新たに配備されて騒音もパワーアップされていると感じますし、以前より静かになったなんて全く実感できていません。

飛行機が飛んでくると、テレビの音がかき消される、家族との会話ができない、電話の相手の声が聞こえないといった日常生活上の被害も、その回数や頻度も、以前と何ら変わりなく続いています。

私は、綾瀬に住んで今年の夏でちょうど30年が経ちます、同じく厚木基地の騒音被害を受け続けて30年になります。

今度こそ、厚木基地の騒音が無くなることを心から望んでいます。

裁判官の皆さんに、延々と続いているこの被害の実態を分かっていたくには、やはり何度も、基地周辺に来て、身をもって騒音を体験していただくしかありません。

現地に来ていただく次の機会が、またすぐに訪れることを節に願っています。

意見陳述の機会を与えていただきありがとうございます。

航空機騒音による健康被害立証に向けて

弁護士
関守 麻紀子

第4次騒音訴訟に勝つためには、「原告一人一人の騒音被害を立証することが必要です。」

その一つが「原告の日常生活で騒音から受ける被害」を記述した「陳述書」ですが、もう一つ、「永年にわたり騒音にさらされて、身体や心に被害を及ぼす“健康被害”」についても立証したいところです。

航空機騒音が健康に悪影響を及ぼすことは、これまで、国内、海外での様々な調査・研究から明らかになっています。

沖縄県では、嘉手納基地、普天間基地の周辺の住民に対して、大規模な健康調査を実施しました。

その結果、航空機騒音が原因の難聴の方が12名見つかりました。また、騒音が大きくなるほど、血圧が高い人の数が多くなる、2500g未満の出産が多くなる、などの結果が得られました。

WHO(世界保健機構)は、長期間騒音に曝露されることによって、高血圧や、心筋梗塞、狭心症を発病しやすくなることを指摘しています。

弁護団では、これらの健康の被害がまさに厚木基地周辺でも生じている、ということ立証できないか、と知恵を絞っています。大学の先生、原告団顧問である斎藤竜太先生にもご相談しながら、進めています。また、すでに、何名かの原告の方には、調査にご協力を頂いています。

今後も、原告のみならず、健康の被害を立証するためのご協力をお願いすることがあるかもしれません。

その時は、是非、ご協力下さいますよう、お願いします。



「新嘉手納訴訟団」署名活動支援のお願い

「新嘉手納訴訟団」では、3月の控訴審判決を不服として最高裁に上告しました。しかし、最高裁は昨年7月に上告していた「横田差止め訴訟団」に対して、一回も審理を行わず「上告棄却」を言い渡しました。

この上告棄却は「新嘉手納訴訟団」に、大きな衝撃を与え「最高裁」に対し原告が充分納得のいく審理を尽くすよう要請を行っています。

私たち第四次訴訟も、いずれ「最高裁」に上告する場面も想定できますし、おなじ騒音被害を受けている「仲間として」新嘉手納訴訟団が進めている「10万人署名活動」を支援することにしたので、ご協力頂きますようお願いいたします。 *署名用紙は各支部で配布致します

... これからの口頭弁論期日 ...

第8回 口頭弁論 9月16日(水)13時30分～横浜地裁101号法廷

・集合 12時30分 横浜公園・横浜スタジアム前
・報告集会 裁判終了後 波止場会館

第9回 口頭弁論 12月2日(水)13時30分～横浜地裁101号法廷

・集合 12時30分 横浜公園・横浜スタジアム前
・報告集会 裁判終了後 波止場会館

*第9回 口頭弁論は 当初の予定・11月16日(月)から 日程が変更されました

... 事務所の夏休みのお知らせ ...

第四次訴訟団事務所の夏休みは次の通りです

* 8月6日(木)～9日(日) 4日間

* 8月13日(木)～16日(日) 4日間

... 事務所の業務時間について ...

第四次訴訟団事務所は

平日の午前9時30分から午後4時30分まで業務を行っています

休日は

土曜日、日曜日、祝祭日、年末・年始、夏休み(旧盆)です

* 年末・年始、夏休みは“原告団ニュース”

などで別途お知らせします

(休日や業務時間外は“留守電”で

皆さんからのご用件に対応しています)

